

パブリック・コメント募集 ～三島市営住宅条例改正～

パブリック・コメントとは、行政が政策等を策定する場合、その案を事前に公表することにより、市民から意見の提出を受け、最終的な案を決定しようとするものです。

今回、次の条例を改正するにあたり、皆さんの意見を広く募集します。

案件名 三島市営住宅条例改正案

内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)のうち住宅・建築物関係の法律の改正に伴う、公営住宅法及び公営住宅法施行規則等の改正に伴う三島市営住宅条例の一部改正を検討しています。

改正概要

市営住宅入居者資格のうち単身入居者の要件を次のとおり条例に明記する。

- 60歳以上の方(経過措置として昭和31年4月1日以前に生まれた方も可)
- 身体障害者(1級～4級)、精神障害者(1級～3級)、知的障害者(精神障害者の障害の程度と同様)、戦傷病者(特別項症から第6項症・第1款症)で単身生活の居住支援を確保できる方。
- 生活保護を受けている方、原爆認定者、海外からの引揚者で出5年を経過してない方、ハンセン病療養所入所者等、配偶者暴力防止等法に規定する被害者の方。

担当課 建築住宅課 市営住宅係 電話 983-2639 Fax 973-6722

募集期間 平成23年12月1日(木)～平成24年1月4日(水)

提出方法 募集期間内に、直接または郵送・Fax・Eメールで

〒 411-8666 三島市北田町4-47 三島市役所建築住宅課市営住宅係へ

※市ホームページ(<http://www.city.mishima.shizuoka.jp/>)のパブリック・コメントコーナーでも受け付けています。資料は、市ホームページ、市役所情報公開コーナー、建築住宅課、行政課、市民生涯学習センター、北上文化プラザ、中郷文化プラザ、錦田公民館、坂公民館でも取得及び閲覧ができます。パブリック・コメント制度の全般については、行政課(TEL983-2615)へお問い合わせください。